大洋州

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ﾄﾞﾙ	66	128	61	124	66	128	61	124	17	26
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ･ﾄﾞﾙ	66	128	61	124	66	128	61	124	17	26
サモア	ｻﾓｱ･ﾀﾗ	119	232	111	225	119	232	111	225	30	47
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ･ﾄﾞﾙ	350	683	328	661	350	683	328	661	89	139
トンガ	ﾊﾟ･ｱﾝｶﾞ	102	198	95	192	102	198	95	192	26	40
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ･ﾌﾗﾝ	4,530	8,850	4,245	8,560	4,530	8,850	4,245	8,560	1,150	1,800
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ･ﾄﾞﾙ	72	141	68	137	72	141	68	137	18	29
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	5,165	10,080	4,835	9,755	5,165	10,080	4,835	9,755	1,310	2,050
パプアニューギニア	ｷﾅ	175	342	164	331	175	342	164	331	44	69
パラオ	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ･ﾄﾞﾙ	97	189	91	183	97	189	91	183	25	38
マーシャル	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ミクロネシア	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17